

# 地域密着型通所介護 ハンドブック

板橋区 健康生きがい部

介護保険課 施設整備・事業者指定係

平成31年4月1日

# 目 次

<b>I 基準の位置付け・定義</b>	3
1 指定基準	3
2 指定基準（条例）の性格	4
3 用語の定義	5
<b>II 指定地域密着型通所介護の事業</b>	7
<b>III 申請者に関する資格</b>	7
<b>IV 人員に関する基準</b>	8
<b>V 設備に関する基準</b>	11
<b>VI 主な運営に関する基準</b>	12
1 内容及び手続の説明及び同意	12
2 提供拒否の禁止	12
3 受給資格等の確認	12
4 心身の状況等の把握	12
5 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	12
6 利用料等の受領	12
7 指定地域密着型通所介護の基本取扱方針	13
8 指定地域密着型通所介護の具体的取組方針	13
9 地域密着型通所介護計画の作成	14
10 緊急時等の対応	15
11 管理者の責務	15
12 運営規程	15
13 勤務体制等の確保等	15
14 定員の遵守	16
15 非常災害対策	16
16 衛生管理等	16
17 掲示	16
18 秘密保持等	17
19 苦情処理	17
20 地域との連携等	18
21 事故発生時の対応	19
22 会計の区分	19
23 記録の整備	20
<b>VII 主な関係規程等</b>	20

## 【指定地域密着型通所介護の事業を行う事業者の皆様へ】

本書「地域密着型通所介護ハンドブック」は、これから事業を開始される事業者や既に指定を受けている事業者の皆様が、法律や基準等を遵守して適正に運営をするために必要な知識を深めることを目的として作成いたしました。

基準等を満たさない事業所は、指定（指定更新）を受けることはできません。また、指定を受けた後も基準を理解しないままサービスを提供することは、基準違反や不正請求につながるようになります。

事業者の皆様には、基準等を十分ご理解いただき、適正な事業運営の継続をお願いいたします。

また、本書を事業所内の研修や新たに職員となった方への研修の教材に使用されるなど、事業開始後も多岐にわたりご活用いただければ幸いです。

### I 基準の位置付け・定義

#### 1 指定基準

##### (1) 地域密着型通所介護の創設

平成 26 年介護保険法の改正により、利用定員が 18 人以下の小規模な通所介護事業所は、地域との連携や運営の透明性の確保等の観点から、居宅サービスから区市町村が指定・監督等をする地域密着型サービスに移行されました。

##### (2) 区が条例で指定基準を定める根拠

介護保険法において、「事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。（第 78 条の 4 第 1 項）」や「指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。（第 78 条の 4 第 2 項）」等と規定されているため、必要事項を条例で定めています。

##### (3) 厚生労働省令で定める区分

条例（地域密着型通所介護に関する基準）は、厚生労働省令で定める基準に「従い定めるもの」と「参酌するもの」に応じて定めています。

厚生労働省令で定める区分と基準の関係	該当する区分
<b>① 従うべき基準</b> 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの	<ul style="list-style-type: none"><li>・従業者に係る基準及び当該従業者の員数</li><li>・運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するもの<ul style="list-style-type: none"><li>・内容及び手続きの説明及び同意</li><li>・提供拒否の禁止</li><li>・秘密保持等</li><li>・事故発生時の対応</li></ul></li></ul>
<b>② 参酌すべき基準</b> 地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの	①の基準以外

以下、基準等の内容をより一層深めていただくために「解釈通知」を一部抜粋、引用しています。

**【解釈通知】**

「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日 老計発第0331004号 老振発第0331004号 老老発第0331017号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）」

**2 指定基準（条例）の性格**

- (1) 基準は、指定地域密着型サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定地域密着型サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければなりません。
- (2) 指定地域密着型サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定地域密着型サービスの指定又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、
- ① 相当の期限を定めて基準を遵守する勧告を行い
  - ② 相当の期限内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し
  - ③ 正当な理由が無く、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置をとるよう命令することができます。  
(③の命令をした場合には事業者名、命令に至った経緯等を公表しなければならない。)

なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取り消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させること）ができます。

ただし、次の場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができます。

- ① 事業者が自己の利益を図るために基準に違反した場合
  - ア 指定地域密着型サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき
  - イ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき
  - ウ 居宅介護支援事業者又はその従業者から、事業所の退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受したとき
- ② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
- ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき

- (3) 特に、指定地域密着型サービスの事業の多くの分野において、基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等にかんがみ、基準違反に対しては、厳正に対応すべきとされています。 (解釈通知)

### 3 用語の定義

#### (1) 「常勤換算方法」

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。

この場合の勤務延時間数は、当該事業所に指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、指定小規模多機能型居宅介護事業所と指定認知症対応型共同生活介護事業所を併設している場合であって、ある従業者が指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者と指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者を兼務する場合、指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の勤務延時間数には、指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者としての勤務時間だけを算入することとなります。

#### (2) 「勤務延時間数」

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数となります。

なお、従業者 1 人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とします。

#### (3) 「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週 32 時間を下回る場合は週 32 時間を基本とする。）に達していることをいいます。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 23 条第 1 項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことができます。

また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。

例えば、同一の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。

## 国 Q&A

### (問 1)

各加算の算定要件で「常勤」の有資格者の配置が求められている場合、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）の所定労働時間の短縮措置の対象者について常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間としているときは、当該対象者については 30 時間勤務することで「常勤」として取り扱って良いか。

### (回答)

そのような取扱いで差し支えない。

【27.4.1 事務連絡 介護保険最新情報 vol.454「平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A(平成 27 年 4 月 1 日)」の送付について】

### (問 3)

各事業所の「管理者」についても、育児・介護休業法第 23 条第 1 項に規定する所定労働時間の短縮措置の適応対象となるのか。

### (回答)

労働基準法第 41 条第 2 号に定める管理監督者については、労働時間等に関する規定が適用除外されていることから、「管理者」が労働基準法第 41 条第 2 号に定める管理監督者に該当する場合は、所定労働時間の短縮措置を講じなくてもよい。

なお、労働基準法第 41 条第 2 号に定める管理監督者については、同法の解釈として、労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者の意であり、名称にとらわれず、実態に即して判断すべきであるとされている。このため、職場で「管理者」として取り扱われている者であっても、同号の管理監督者に当てはまらない場合には、所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。

また、同号の管理監督者であっても、育児・介護休業法第 23 条第 1 項の措置とは別に同項の所定労働時間の短縮措置に準じた制度を導入することは可能であり、こうした者の仕事と子育ての両立を図る観点からは、むしろ望ましいものである。

【介護保険最新情報 vol.454「平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A(平成 27 年 4 月 1 日)」の送付について」より抜粋】

### 【参考】労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）

（労働時間等に関する規定の適用除外）

第 41 条

2 事業の種類にかかわらず監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者

### (4) 「専ら従事する」、「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。

この場合のサービス提供時間帯とは、当該従事者の当事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別は問いません。

## (5) 事業所

事業所とは、指定地域密着型通所介護を提供するための設備及び備品を備えた場所をいいます。

## (6) 単位

指定地域密着型通所介護の単位とは、同時に一体的に提供される指定地域密着型通所介護をいいます。

次のような場合は、別単位として扱い、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要があります。

- ・指定地域密着型通所介護が同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているとはいえない場合
- ・午前と午後とで別の利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合

## (7) 利用者の数又は利用定員

- ・利用者の数又は利用定員は、単位ごとの利用者の数又は利用定員をいいます。
- ・利用者の数は実人数、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいいます。

## II 指定地域密着型通所介護の事業の基本方針

### 1 地域密着型サービス

地域密着型サービスとは、要介護等の状態となっても可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活が続けられるよう、身近な基礎自治体の中で提供される介護保険サービスです。

### 2 指定地域密着型サービスの事業の一般原則

指定地域密着型サービス事業者は、次の事項を常に念頭に事業を行わなければなりません。

- ① 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること。
- ② 事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、区市町村、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めること。

### 3 指定地域密着型通所介護の事業の基本方針

指定地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

## III 申請者に関する要件

指定地域密着型通所介護事業の申請者は、法人格を有する者でなければなりません。

#### IV 人員に関する基準

指定地域密着型通所介護の事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりです。

<b>管理者</b>	<p><b>【資格要件】</b> なし</p> <p><b>【配置基準】</b> ・管理者は、常勤かつ、専らその職務に従事する者 ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、兼務することができます。</p> <p>① 当該事業所の他の職務に従事 ② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する他の事業所、施設等の職務に従事</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"><p>他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。 (解釈通知)</p></div>
<b>生活相談員</b>	<p><b>【資格要件】</b> 社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事任用資格（三科目主事※<sup>1</sup>）又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者※<sup>2</sup></p> <p>※<sup>1</sup> 社会福祉主事任用資格は、大学や短期大学において厚生労働大臣が指定する科目のうち3つ以上履修して卒業した場合にも取得することができます。</p> <p>※<sup>2</sup> 「これと同等以上の能力を有すると認められる者」については、通所介護と同様の取扱いとなります。</p> <p>詳細は、東京都通知「28 福保高介第 875 号 平成 28 年9月 15 日付「通所介護及び短期入所生活介護事業所における生活相談員の資格について」」をご確認ください。</p> <p><b>【参考】東京都通知</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"><p>東京都通知は、次の東京都保健福祉局のホームページでご確認ください。</p><p>東京都福祉保健局 &gt; 高齢者 &gt; 介護保険 &gt; 東京都介護サービス情報 &gt; 指定後の届出・手続き・通知等 &gt; 7 通所介護</p><p>URL:<a href="http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/7_tuukai.html">http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/7_tuukai.html</a></p></div> <p><b>【配置基準】</b> ・事業所ごとにサービス提供時間に応じて専従 1 以上 ・生活相談員又は介護職員のうち 1 人以上は常勤</p>



生活相談員は、指定地域密着型通所介護の単位の数にかかわらず、次の計算式のとおり事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要になります。

ここでいう提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻までをいいます。

**【確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式】**

提供日ごとに確保すべき勤務延時間数＝提供時間数

例えば、1単位の指定地域密着型通所介護を実施している事業所の提供時間数を7時間とした場合、生活相談員の勤務延時間数を提供時間数である7時間で除して得た数が1以上となるよう確保すればよい。

従業者の員数にかかわらず7時間の勤務延時間数分の配置が必要。

<生活相談員の配置例>

営業日：月～土 営業時間：8：30～17：30（9時間） サービス提供時間：9：00～16：00（7時間）

例	生活相談員	月	火	水	木	金	土	配置基準	備考
1	A	①	①	①	①	①		○	
	B						①		
2	A	①	①	①	①	①		×	土曜日に生活相談員の配置がない。
3	A	②	②	②	②	②		×	月～金の生活相談員の勤務時間数が3時間分不足
	B						①		
4	A	①	①	①	①	①	①	×	週の勤務時間数が40時間を超えている。
5	A	①	①	①	①	①		○	
	B						③		
	C						④		
6	A	③	③	③	③	③		△	常勤の介護職員が配置されている場合は○
	B	④	④	④	④	④			
	C						③		
	D						④		

勤務時間：①8：30～17：30 ②9：00～13：00 ③8：30～12：00 ④12：00～17：30

生活相談員

事業所が地域連携の拠点としての機能を展開できるよう、利用者の地域生活を支える取組のため、次の場合は、生活相談員の確保すべき勤務延時間数に含めることができます。

- ・ サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間
- ・ 利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間
- ・ 地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間

(解釈通知)

**看護職員**

**【資格要件】**

看護師、准看護師

**【配置基準】**

- 単位ごとに専従1以上  
 ※利用定員が10名以下の場合、看護職員又は介護職員のいずれか1名の配置でよい。

看護職員については、提供時間帯を通じて専従する必要はないが、当該看護職員は提供時間を通じて指定地域密着型通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図ること。

病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合は、看護職員が確保されているものとしてします。

「密接かつ適切な連携」とは、指定地域密着型通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することをいいます。  
 (解釈通知)

**介護職員**

**【資格要件】**

なし

**【配置基準】**

- 単位ごとにサービス提供時間に応じて専従で次の数以上（常勤換算方式）
  - ① 利用者の数が15人までの場合 1以上
  - ② 利用者の数が15人を超す場合
    - ①の数に利用者の数が1増すごとに0.2を加えた数以上
- 単位ごとに常時1名以上確保すること

**【確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式】**

○利用者15人まで

単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝平均提供時間数

○利用者16人以上

単位ごとに確保すべき勤務延時間数

＝（利用者数－15）÷5＋1）×平均提供時間数

※平均提供時間数＝利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数

○地域密着型通所介護の人員配置基準を満たすために必要となる介護職員の勤務時間数の具体例（単位ごと）

		平均提供時間数						
		3.0時間	4.0時間	5.0時間	6.0時間	7.0時間	8.0時間	9.0時間
利用者	5人	3.0時間	4.0時間	5.0時間	6.0時間	7.0時間	8.0時間	9.0時間
	10人	3.0時間	4.0時間	5.0時間	6.0時間	7.0時間	8.0時間	9.0時間
	15人	3.0時間	4.0時間	5.0時間	6.0時間	7.0時間	8.0時間	9.0時間
	16人	3.6時間	4.8時間	6.0時間	7.2時間	8.4時間	9.6時間	10.8時間
	17人	4.2時間	5.6時間	7.0時間	8.4時間	9.8時間	11.2時間	12.6時間
	18人	4.8時間	6.4時間	8.0時間	9.6時間	11.2時間	12.8時間	14.4時間

<b>機能訓練 指導員 機能訓練 指導員</b>	<p><b>【資格要件】</b></p> <p>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師<sup>※1</sup></p> <p>※<sup>1</sup> はり師又はきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6か月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。</p> <p><b>【配置基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 以上</li> </ul>
--------------------------------------	--

## V 設備に関する基準

指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びにサービス提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなくてはなりません。

項目	内容
<b>食堂兼機能 訓練指導室</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3㎡×利用定員以上の面積</li> <li>※食事の提供及び機能訓練を行う際、実施に支障がない広さを確保できる場合は、同一の場所とすることができます。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>原則、同時に複数の利用者に対し介護を提供するものであることから、狭隘（きょうあい）な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきではありません。<span style="float: right;">（解釈通知）</span></p> </div>
<b>相談室</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遮へい物の設置等により相談の内容が漏れないよう配慮すること</li> </ul>
<b>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置すること</li> </ul>
<b>その他</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定地域密着型通所介護事業所と指定居宅サービス事業所等を併設している場合、利用者へのサービス提供に支障がないときは、設備基準上両方のサービスに規定があるものは共用が可能</li> <li>・ 玄関、廊下、階段、送迎車両など、基準上は規定がないが、設置されているものも利用者へのサービス提供に支障がない場合は共用可能</li> <li>・ 設備を共用する場合は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、衛生管理等に一層努めること。</li> </ul>

## VI 主な運営に関する基準

### 1 内容及び手続の説明及び同意

指定地域密着型通所介護事業者（以下「事業者」という。）は、サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要や従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に役立つ重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービス提供開始について利用申込者の文書による同意※を得なければなりません。

※ 「文書による同意」は区独自基準です。

利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、説明書やパンフレット等で懇切丁寧に説明を行う必要があります。（解釈通知）

### 2 提供拒否の禁止

事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではなりません。

サービス提供を拒むことのできる正当な理由とは、

- ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じられない場合
- ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- ③ その他、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合

（解釈通知）

### 3 受給資格等の確認

- (1) 事業者は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければなりません。
- (2) 事業者は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その認定審査会意見に配慮してサービスを提供するよう努めなければなりません。

### 4 心身の状況等の把握

事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者を担当する指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければなりません。

### 5 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、居宅サービス計画に沿ったサービスを提供しなければなりません。

### 6 利用料等の受領

- (1) 事業者は、利用料のほか、次の費用の額の支払いを利用者から受けることができます。
  - ① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

- ② サービスに通常要する時間を越えるサービスであって利用者の選定に関するものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常のサービスに関する地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用
  - ③ 食事の提供に要する費用
  - ④ おむつ代
  - ⑤ 上記のほか、サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに関する費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- (2) 事業者は、上記の費用の額に関するサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければなりません。

## 7 指定地域密着型通所介護の基本取扱方針

- (1) サービスは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止になるよう、その目標を設定し、計画的に行わなければなりません。
- (2) 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければなりません。

## 8 指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針

- (1) サービスは、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切に行わなければなりません。
- (2) サービスは、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行わなければなりません。
- (3) サービスの提供に当たっては、地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行わなければなりません。
- (4) 事業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければなりません。
- (5) サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行わなければなりません。
- (6) 事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供しなければなりません。
- 特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える必要があります。

基本取扱方針及び具体的取方針については、次の点に留意する必要があります。

- ① サービスは、個々の利用者に応じて作成された地域密着型通所介護計画に基づいて行われるものであるが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではありません。

- ② 「サービスの提供方法等」とは、地域密着型通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含まれます。
- ③ 認知症の状態にある要介護者で、他の要介護者と同じグループとして、サービスを提供することが困難な場合には、必要に応じグループを分けて対応することができます。
- ④ 事業所内でサービスを提供することが原則ですが、次の条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができます。
  - ア あらかじめ地域密着型通所介護計画に位置付けられていること
  - イ 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること
- ⑤ 利用者が日常生活を送る上で自らの役割を持つことにより、達成感や満足感を得、自信を回復するなどの効果が期待されるとともに、利用者にとって自らの日常生活の場であると実感できるよう必要な援助を行わなければなりません、（解釈通知）

## 9 地域密着型通所介護計画の作成

- (1) 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければなりません。
- (2) 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければなりません。
- (3) 地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければなりません。
- (4) 地域密着型通所介護計画を作成した際には、その計画を利用者に交付しなければなりません。
- (5) 従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければなりません。

地域密着型通所介護計画の作成については、次の点に留意する必要があります。

- ① 地域密着型通所介護計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に計画のとりまとめを行わせることが望ましいです。
- ② 地域密着型通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものです。
- ③ 地域密着型通所介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければなりません。  
なお、地域密着型通所介護計画を作成した後に居宅サービス計画が作成された場合、その地域密着型通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しなければなりません。
- ④ 地域密着型通所介護計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、その地域密着型通所介護計画

を利用者に交付しなければなりません。

- ⑤ 地域密着型通所介護計画の目標及び内容については、利用者又はその家族に説明を行うとともに、実施状況や評価についても説明を行う必要があります（解釈通知）

## 10 緊急時等の対応

現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければなりません。

## 11 管理者の責務

- (1) 管理者は従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うこと。
- (2) 管理者は運営に関する基準を遵守させるための必要な指揮命令を行うこと。

## 12 運営規程

事業者は、事業所ごとに、事業の運営について次の重要事項に関する規程を定めておかなければなりません。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

## 13 勤務体制の確保等

- (1) 事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければなりません。
- (2) 事業者は、事業所ごとに事業所の従業者によってサービスを提供しなければなりません。  
ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではありません。
- (3) 事業者は、従業者の資質向上のために、研修の機会を確保しなければなりません。

職員の勤務体制等について、次の点に留意する必要があります。

- ① 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。
- ② 原則として、事業所の従事者によってサービスを提供するべきであるが、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。（解釈通知）

## 14 定員の遵守

事業者は、利用定員を超えてサービスの提供を行ってはなりません。  
ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

## 15 非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければなりません。

関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえような体制作りをいいます。

(解釈通知)

## 16 衛生管理等

- (1) 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じなければなりません。
- (2) 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

上記内容は、事業所の必要最低限の衛生管理等について規定したものであり、このほか、次の点にも留意する必要があります。

- ① 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。
- ② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。
- ③ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

(解釈通知)

## 17 掲示

事業者は、事業所の見やすい場所に運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他利用申込者のサービス選択に役立つ重要事項を掲示しなければなりません。

また、指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示する必要があります。

### 【参考】東京都板橋区指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則

#### 第2条

- 2 法第78条の2第1項、法第79条第1項、法第115条の12第1項及び法第115条の22第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所又は施設の見やすい場所に標示するものとする。



## 18 秘密保持等

- (1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはなりません。
- (2) 事業者は、従業者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければなりません。

必要な措置について、具体的には、従業者が従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を雇用時等に取り決め、例えば、違約金についての定めを置くなどの措置を講ずることをいいます。 (解釈通知)

- (3) 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければなりません。

同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りります。 (解釈通知)

## 19 苦情処理

- (1) 事業者は、提供したサービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければなりません。

「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等をいいます。 (解釈通知)

- (2) 事業者は、苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録しなければなりません。

事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うことが必要です。(解釈通知)

- (3) 事業者は、提供したサービスに関し、区が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は区の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けた場合においては、その指導又は助言に従って必要な改善を行わなければなりません。

介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である区がサービスに関する苦情に対応する必要があることから、上記内容は、区についても国民健康保険団体連合会と同様に、事業者に対する苦情に関する調査や助言を行えることを運営基準上、明確にしたものです。 (解釈通知)

- (4) 事業者は、区からの求めがあった場合には、改善の内容を区に報告しなければなりません。
- (5) 事業者は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、その指導又は助言に従って必要な改善を行わなければなりません。
- (6) 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければなりません。

## 20 地域との連携等

- (1) 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、区の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6か月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければなりません。

運営推進会議は、事業所が利用者、区職員、地域住民の代表等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものです。

開催については、運営推進会議の効率化や事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次の条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催できます。

- ① 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
- ② 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。

ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。

(解釈通知)

### 【参考】

運営推進会議の開催方法等については、区ホームページ「地域密着型サービスにおける運営推進会議について」を参考にしてください。

URL : [http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c\\_kurashi/078/078800.html](http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/078/078800.html)

区役所トップページ > 健康・福祉・高齢・障がい > 介護 > 事業関係者向け情報 > 地域密着型サービスにおける運営推進会議について

- (2) 事業者は、運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、その記録を公表しなければなりません。

運営推進会議における報告等の記録は、5年間保存※しなければなりません。

(解釈通知)

※ 「5年間保存」は区独自の基準です。

- (3) 事業者は、事業の運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を  
行う等の地域との交流を図らなければなりません。
- (4) 事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対しサービスを提供  
する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう  
努めなければなりません。

高齢者向け集合住宅等と同一の建物も所在する事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居  
住する高齢者にサービスを提供する場合、いわゆる「囲い込み」による閉鎖的なサービス  
提供が行われないよう、正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域  
の要介護者にもサービス提供を行わなければなりません。

(解釈通知)

## 21 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、区、当該利用  
者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措  
置を講じなければなりません。
- (2) 事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければなりません。
- (3) 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損  
害賠償を速やかに行わなければなりません。

事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存※し、次の点にも  
留意する必要があります。

- ① 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応については、あら  
かじめ事業者が定めておくことが望ましい。
- ② 事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入  
しておくことが望ましい。
- ③ 事業者は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講  
じること。

(解釈通知)

※ 「5年間保存」は区独自基準です。

## 22 会計の区分

事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域密着型通所介護の事業の会計と  
その他の事業の会計を区分しなければなりません。

## 23 記録の整備

(1) 事業者は、従業者、設備、備品、及び会計に関する諸記録を整備しておかなければなりません。

(2) 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存※しなければなりません。

- ① 地域密着型通所介護計画
- ② 提供したサービスの内容等の記録
- ③ 利用者に関する区への通知
- ④ 苦情の内容等の記録
- ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- ⑥ 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録

※ 「5年間保存」は区独自基準です。

## Ⅶ 主な関係規程等

指定地域密着型通所介護事業の運営に当たっては、次の規程等は必ずご確認ください。

法律	・介護保険法（平成9年法律第123号）
厚生労働省令	・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号） ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月厚生省令第34号）
条例	・東京都板橋区指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する条例（平成25年3月東京都板橋区条例第16号） ・東京都板橋区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成25年3月東京都板橋区条例第17号）
厚生労働省通知	・「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日 老計発第0331004号 老振発第0331004号 老老発第0331017号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知）
介護サービス関係Q&A等	・「人員・設備及び運営基準」及び「報酬算定基準」等に関するQ&A（厚生労働省ホームページ参照） ・介護保険最新情報（厚生労働省発出）